

第3編 風水害等編

第3編 風水害等編

第1章 総則

第1節 風水害対策の基本的視点

1. 災害に強いまちづくりの推進

集中豪雨、台風等の自然現象は、人為的に止めることはできないが、それに起因する風水害は社会的に対応可能であり、災害に強いまちづくりを進める。

2. 減災の視点からの対策の推進

災害に対しては、ハード（防災施設・設備）とソフト（情報・教育・訓練）の両面から総合的な防災システムの確立を図り、被害を最小限にとどめるようにする。

災害に対しては、減災の視点から、まず、人命の安全を守る対策を行う。

3. 自助・共助・公助の連携による防災の推進

住民自らによる自分の身は自分で守る「自助」、自主防災組織等による自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、防災関係機関による「公助」等の各主体による役割分担と連携を図ることにより、効果的な防災の推進を図る。

4. 過去の教訓を踏まえた実効性の高い計画の策定

近年発生した台風や集中豪雨、また、平成24年5月に茨城県つくば市で発生した竜巻災害をはじめとする過去の災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画策定を行う。

5. 複合災害等への対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生や、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対応を図る。

第2節 風水害危険区域の把握

1. 水害危険区域

(1) 外水氾濫

水防法に基づく洪水浸水想定区域のうち、本市に浸水被害をもたらす洪水には、利根川、手賀川及び手賀沼、高崎川の洪水がある。

想定しうる最大規模の降雨で氾濫した場合、利根川の洪水では、我孫子市布佐から印西市木下付近で破堤した場合、破堤から約4時間後に白井市内の下手賀沼周辺で浸水が始まり、6時間後くらいに住宅地での浸水も見られるようになる。下手賀沼周辺では浸水深が7mになるところもあり、159棟が浸水被害を受ける。栄町付近で破堤した場合は、1日以上経って神崎川周辺で浸水が始まる。途中の印旛沼でたまった水があふれ始めてからでも10時間後となる。神崎川周辺では4棟が浸水被害を受ける。

手賀川及び手賀沼の洪水では、下手賀沼周辺のみが浸水範囲となり、11棟が浸水被害を受ける。

高崎川の洪水では、その洪水が直接的に白井市に被害をもたらすわけではないが、神崎川、二重川沿いの主に農地となっている場所が浸水し、浸水深が4mとるところもあり、64棟が浸水被害を受ける。

なお、これらの河川の洪水によって木造家屋等が倒壊する危険がある「家屋倒壊等氾濫想定区域」は市内に存在しない。

洪水浸水想定区域の想定条件

対象河川	指定・公表日	想定最大規模の降雨条件	計画規模の降雨条件
利根川	平成29年 7月20日	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm	利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量336mm
手賀川及び手賀沼	平成29年 6月30日	手賀川・手賀沼流域の48時間総雨量815mm	手賀川・手賀沼流域の48時間総雨量350mm
高崎川、鹿島川、北印旛沼、印旛水路、西印旛沼、師戸川、手繰川、小竹川、印旛放水路(大和田排水機場より上流)、神崎川、二重川、桑納川、石神川(南部川、佐倉川、花輪川)	令和2年 5月28日	高崎川流域の24時間雨量668.7mm	高崎川流域の24時間雨量206mm

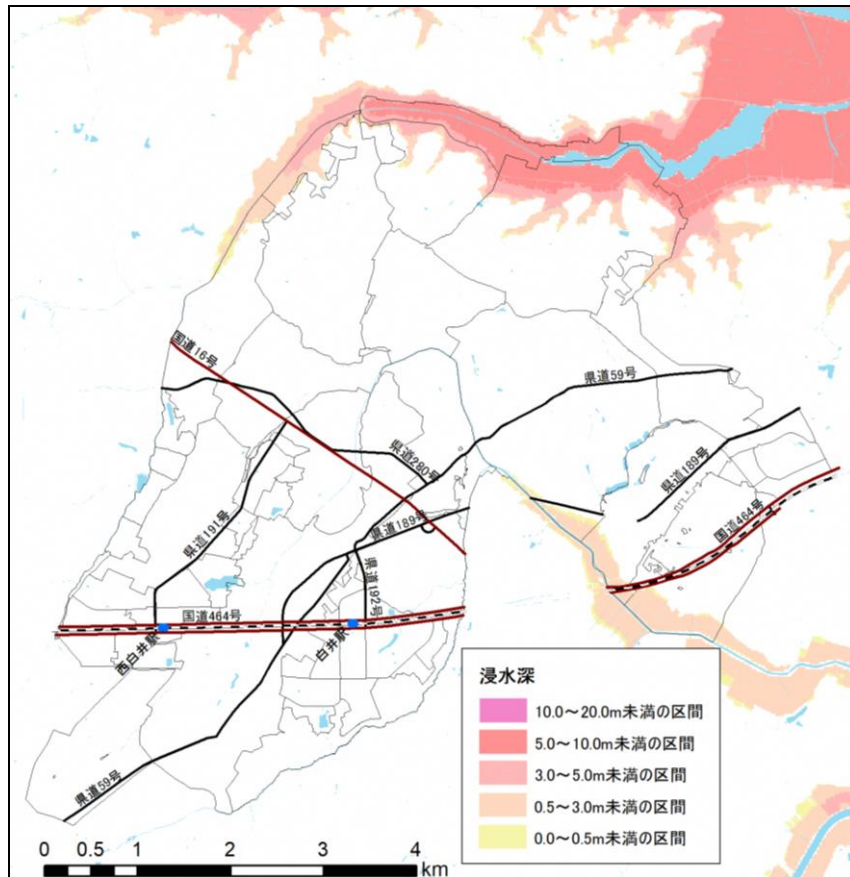
利根川下流・手賀川及び手賀沼・高崎川（想定最大）の氾濫による影響（浸水深別の建物棟数）

大字名称	利根川				手賀川及び手賀沼		(高崎川) 神崎川・二重川	
	～0.5m	～3.0m	～5.0m	～10.0m	～0.5m	～3.0m	～0.5m	～3.0m
神々廻							2	
白井							2	2
根							21	31
木								1
中		6						
名内	4	17	19					
今井			83		10			
河原子	2							
平塚		16	6	1		1		
清戸		3						3
谷田	1	1						2
合計	7	43	108	1	10	1	25	39

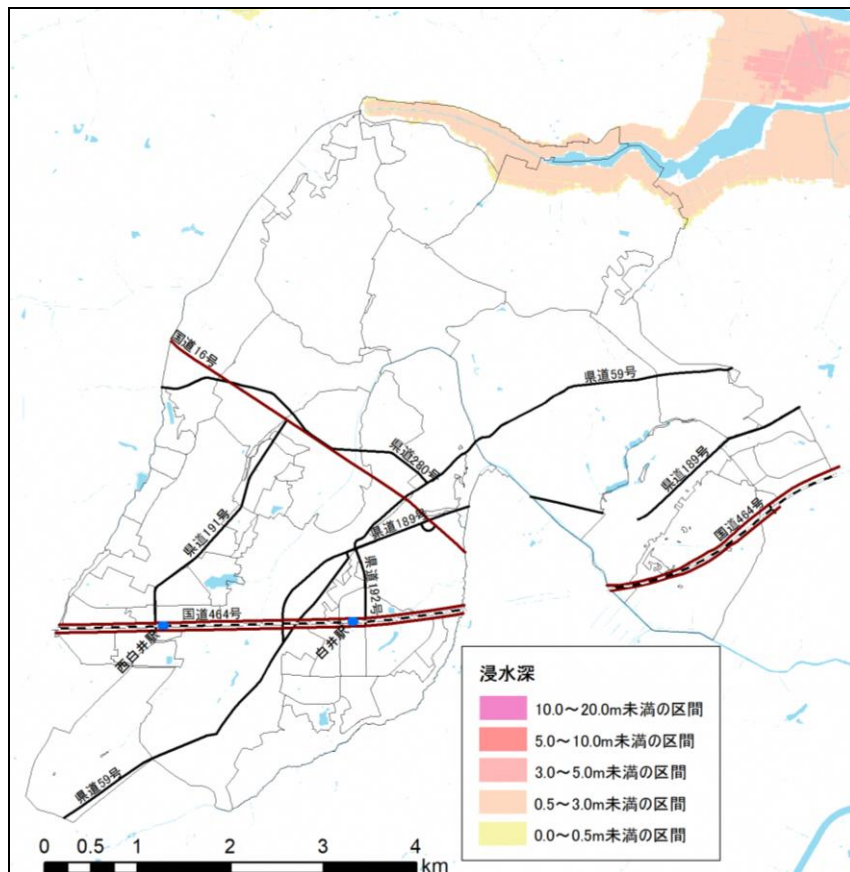
利根川下流・手賀川及び手賀沼・高崎川（想定最大）の氾濫による影響（浸水深別の人口）

大字名称	利根川				手賀川及び手賀沼		(高崎川) 神崎川・二重川	
	～0.5m	～3.0m	～5.0m	～10.0m	～0.5m	～3.0m	～0.5m	～3.0m
神々廻							3	
白井							5	2
根							32	55
木								3
中		7						
名内	5	22	20					
今井			123		15			
河原子	1							
平塚		15	5	1		1		
清戸		1						1
谷田	1	0						1
合計	7	44	148	1	15	1	40	61

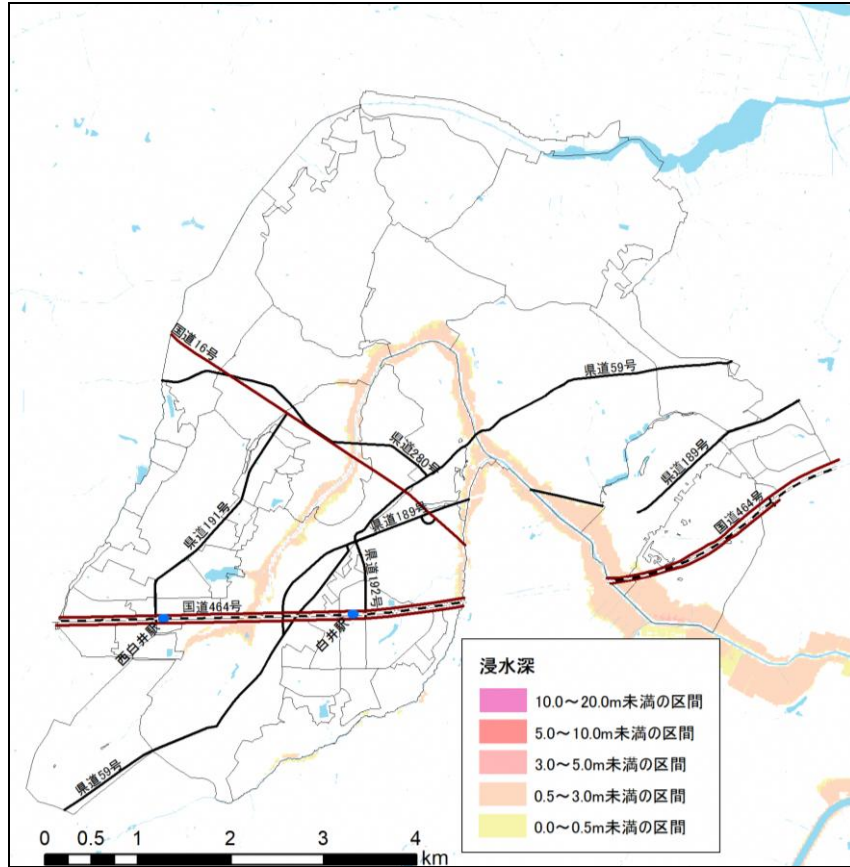
※合計は、小数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある。



利根川浸水想定区域（想定最大）



手賀川及び手賀沼浸水想定区域（想定最大）



高崎川浸水想定区域（想定最大）
（白井市内の影響河川：神崎川・二重川）

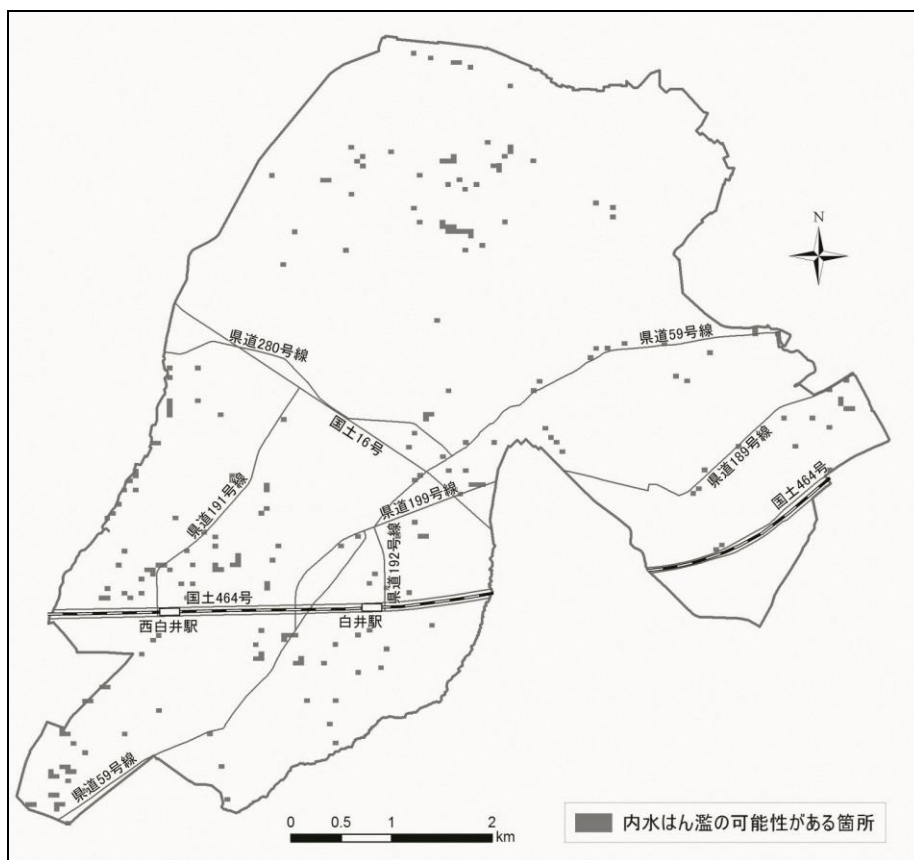
(2) 内水氾濫

平成23年度に実施した白井市防災アセスメント調査では、地形的な要因により浸水が発生すると考えられる地域及び過去の浸水実績を踏まえ、内水氾濫の可能性のある箇所を以下のとおり整理した。

内水氾濫の可能性のある箇所の設定方法

- 設定手法：窪地の度合い（窪地率）と想定浸水速度の関係から窪地率20%以内を窪地とし、その結果に地形分類および過去の浸水実績を加味し、内水氾濫の可能性のある箇所を設定
- 使用データ：航空レーザー測量データ（5mメッシュ標高、国土交通省関東地方整備局より）

※国土交通省「地下空間における浸水対策ガイドライン同解説」より



内水氾濫の可能性のある箇所

2. 土砂災害警戒区域

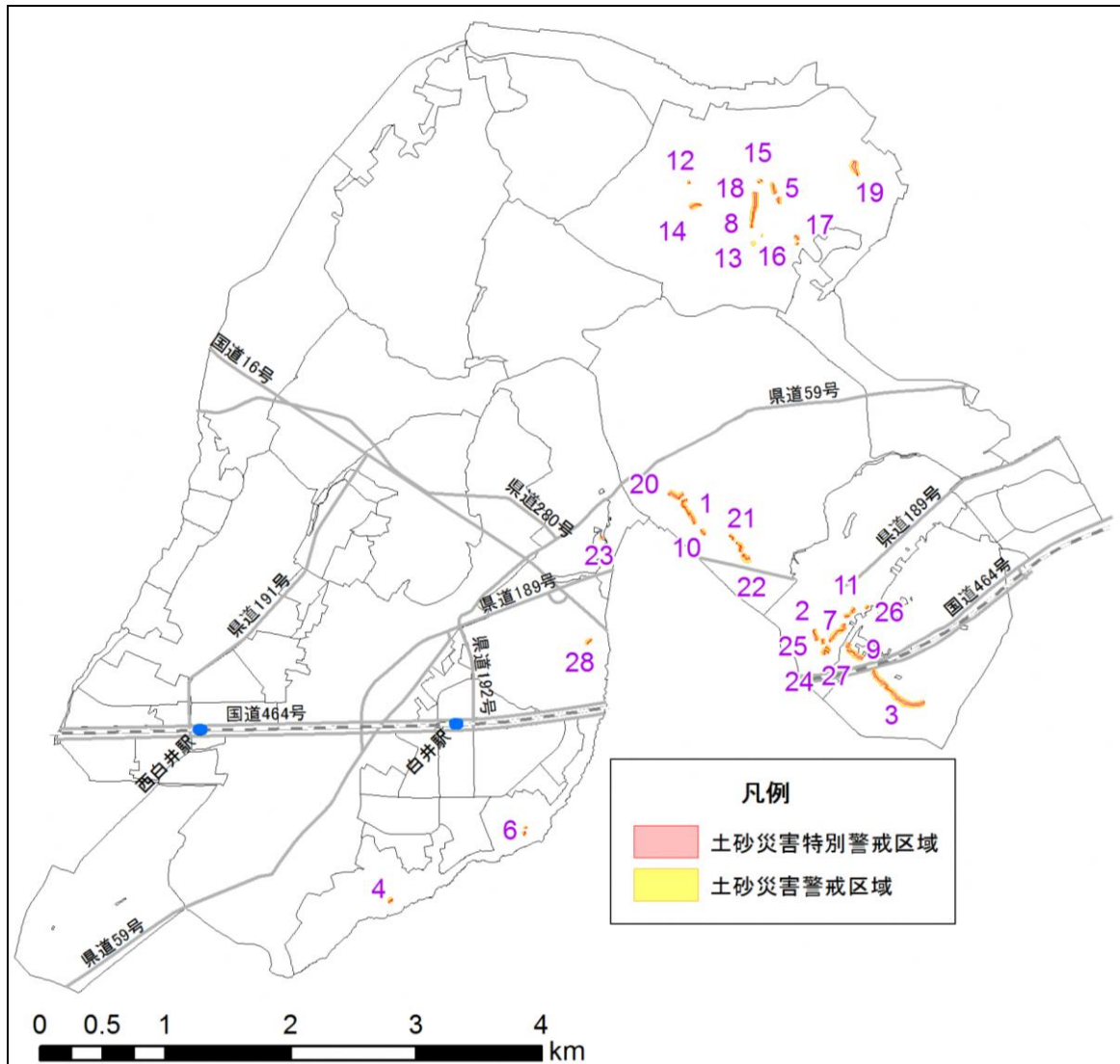
市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が39箇所あり、うち35箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの警戒区域の土砂災害の種類は、すべて急傾斜地の崩壊である。

【資料編 土砂災害警戒区域等】

土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）にかかる人口・建物棟数

大字名称	影響建物棟数（棟）	影響人口（人）
神々廻	25.0	34.1
平塚	33.0	11.4
清戸	29.0	25.8
谷田	43.0	53.2
合計	138.0	134.5

※合計は、小数点以下の四捨五入の関係で合わない場合がある。



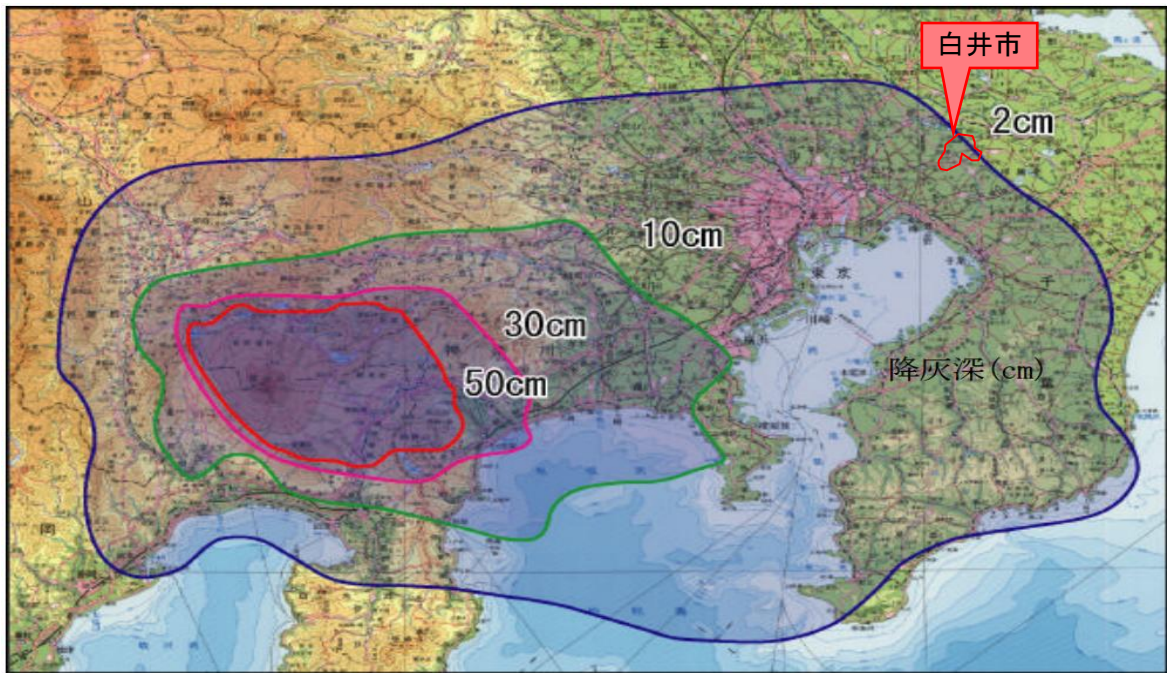
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の位置

3. 火山災害の想定

内閣府では、富士山山頂又はその周辺で噴火が想定される地域で、宝永規模（1707年の噴火）の大噴火が発生した場合に降り積もる火山灰の厚さの分布を予測している。

これによると市内では2cm程度の厚さの降灰が予想される。また、風向きによっては最大5cm程度の厚さとなる可能性もある。

降灰による影響は、交通支障、停電、断水のほか、目や気管などに健康被害をもたらす可能性がある。



降灰可能性マップ（富士山ハザードマップ検討委員会報告書より）

第3編 風水害等編

第2章 風水害等予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害に強い都市空間	都市計画課、建築宅地課
2. 風水害等災害の予防	道路課、都市計画課、上下水道課、産業振興課、印旛土木事務所
3. 火災に強い市街地	都市計画課、建築宅地課、道路課、関係各課、印西地区消防組合
4. ライフライン施設	上下水道課、環境課、関係各機関、事業所
風水害等における住民の生命の安全確保を図るため、地域の災害特性に配慮しつつ、各対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを総合的かつ計画的に推進する。	

1. 災害に強い都市空間

震災編・第2章・第1節「1. 震災に強い都市空間」に準ずる。（震-2-1参照）

2. 風水害等災害の予防

近年、全国各地で集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による浸水被害、土砂災害が多発していることから、市内においても繰り返し浸水している地区や水害危険箇所の事前把握に努め、「ハザードマップ」等を活用し、住民への防災意識の高揚を図るとともに、国、県への働きかけを積極的に推進する。

(1) 水害対策の充実

市は、国・県その他関係機関の協力を得て、河川・水路の改修・整備、公共下水道（雨水）の整備及び雨水流出抑制施設の設置など総合的な治水対策の推進を図る。

ア 公共下水道（雨水）の整備

雨水排除については、浸水発生のおそれのある市街化地区を中心に雨水幹線の整備を図る。また、地区内の排水については、地域の実情を勘案しながら、排水路等の計画的な整備に努める。

イ 雨水流出抑制施設の設置

公共下水道の区域外での開発行為においては、雨水浸透貯留施設を設置し、道路等への雨水の流出を防止するよう指導する。

(2) 河川の整備

ア 河川改修

一級河川（神崎川、二重川、法目川、野口川、七次川）の改修について管理者である国や県へ適宜要請するとともに、道路管理者は河川改修に合せて老朽化や交通量の増加に応じた橋りょうの架け替え等を進める。

イ 水路改修

流水の正常な機能を保全し、水路の適正な利用を推進するため、水路の改修を進める。なお、手賀沼水系金山落しの改修については、管理者である国に適宜要請する。

(3) 立木・街路樹対策

立木・街路樹が受ける被害（倒木、幹折れ、傾斜）を軽減するため、街路樹等の剪定、枝降ろし、支柱等の適正な管理に努める。

(4) 農作物対策

農業協同組合を通じて農作物の風害防止について指導し、被害の軽減を図る。また、降雹等の被害についても指導する。

3. 火災に強い市街地

震災編・第2章・第1節「3. 震災に強い市街地」に準ずる。（震-2-2参照）

4. ライフライン施設

震災編・第2章・第1節「4. ライフライン施設」に準ずる。（震-2-3参照）

第2節 防災体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 事前の体制づくり	危機管理課、各課
2. 職員初動マニュアルの整備	危機管理課
3. 各課配備体制の更新と報告	各課
4. 広域防災体制の連携強化	危機管理課
5. 防災活動拠点の自立性構築	危機管理課、各課
6. 業務継続体制の確保	危機管理課、総務課、各課
7. 受援体制の促進	総務課、危機管理課、各課
8. 地区防災計画の普及	危機管理課

初動時における市職員の参集、災害対策本部の設置等、災害時に災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。また、一つの市町村の対応力を上回る大規模災害に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、相互応援体制に基づき平常時に共同で実施する事業等について定める。

1. 事前の体制づくり

震災編・第2章・第2節「1. 事前の体制づくり」に準ずる。（震-2-6参照）

2. 職員初動マニュアルの整備

震災編・第2章・第2節「2. 職員初動マニュアルの整備」に準ずる。（震-2-6参照）

3. 各課配備体制の更新と報告

震災編・第2章・第2節「3. 各課配備体制の更新と報告」に準ずる。（震-2-7参照）

4. 広域防災体制の連携強化

震災編・第2章・第2節「4. 広域防災体制の連携強化」に準ずる。（震-2-7参照）

5. 防災活動拠点の自立性構築

震災編・第2章・第2節「5. 防災活動拠点の自立性構築」に準ずる。（震-2-7参照）

6. 業務継続体制の確保

震災編・第2章・第2節「6. 業務継続体制の確保」に準ずる。（震-2-8参照）

7. 受援体制の促進

震災編・第2章・第2節「7. 受援体制の促進」に準ずる。（震-2-8参照）

8. 地区防災計画の普及

震災編・第2章・第2節「8. 地区防災計画の普及」に準ずる。（震-2-9参照）

第3節 情報連絡体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報の収集・連絡体制	危機管理課、各課、関係機関
2. 通信設備の点検と予防措置	危機管理課、関係機関
3. 通信設備の整備	危機管理課、総務課、消防組合、県、電気通信事業者
有線通信手段が途絶した事態においても、市域の被害状況を的確に把握し必要な対策を行うため、情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の整備及びその保守等について必要な事項を定める。	

1. 情報の収集・連絡体制

震災編・第2章・第3節「1. 情報の収集・連絡体制」に準ずる。（震-2-11参照）

2. 通信設備の点検と予防措置

震災編・第2章・第3節「2. 通信設備の点検と予防措置」に準ずる。（震-2-11参照）

3. 通信設備の整備

震災編・第2章・第3節「3. 通信設備の整備」に準ずる。（震-2-11参照）

第4節 救助・救急・医療体制の整備

〈計画の体系・担当〉

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 医療救護体制の整備	健康課、保険年金課、消防組合、医療機関
2. 救助・救急知識の普及	人事課、消防組合
3. 傷病者搬送体制の整備	健康課、保険年金課、消防組合、医療機関

災害時における負傷者等の救出及び救護・医療活動が迅速かつ適切に実施されるよう、災害医療体制の整備について必要な事項を定める。医療救護活動において、市単独で処理不可能な場合は近隣市町村、県、国、その他の関係機関等の応援を得て実施する。災害救助法が適用された場合は県知事が主体となって対応する。

1. 医療救護体制の整備

震災編・第2章・第4節「1. 医療救護体制の整備」に準ずる。（震-2-13参照）

2. 救助・救急知識の普及

震災編・第2章・第4節「2. 救助・救急知識の普及」に準ずる。（震-2-13参照）

3. 傷病者搬送体制の整備

震災編・第2章・第4節「3. 傷病者搬送体制の整備」に準ずる。（震-2-14参照）

第5節 火災の防止

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 出火の防止	消防組合、消防団、危機管理課
2. 初期消火	消防組合、消防団、危機管理課
3. 消防力の強化	消防組合、消防団、危機管理課
印西地区消防組合消防計画に基づいて初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策、消防資機材の整備等による消防力の充実強化について必要な事項を定める。	

1. 出火防止

震災編・第2章・第5節「1. 出火防止」に準じ、「地震」を「風水害等」に読み替えるものとする。（震-2-15参照）

2. 初期消火

震災編・第2章・第5節「2. 初期消火」に準ずる。（震-2-16参照）

3. 消防力の強化

震災編・第2章・第5節「3. 消防力の強化」に準ずる。（震-2-16参照）

第6節 水害の予防

《計画の体系・担当》

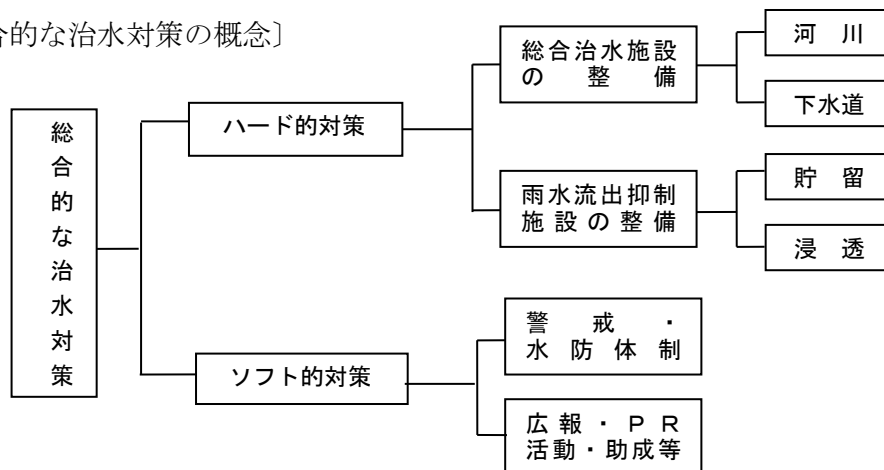
対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 河水統制または河川改修	道路課、上下水道課、印旛土木事務所
2. 河川・下水道の整備	道路課、上下水道課、印旛土木事務所
3. 気象情報、河川水位等の把握	危機管理課、道路課
4. 浸水想定区域の周知等	危機管理課、河川管理者
5. 農作物等の水害予防対策	産業振興課、西印旛農業協同組合

近年、市街地及び周辺の低地に住宅等が建設され、これまでの遊水機能を有していた田畑等が徐々に少なくなり、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。
そのため、これらの危険箇所の実態を調査し、河川の氾濫、低地の浸水等に対する予防対策（総合的な水害対策）を講じる。

1. 河水統制または河川改修

治水水準の向上のためには、河川改修及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における時間雨量50mm程度の降雨に対する雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

[総合的な治水対策の概念]



2. 河川・下水道の整備

本市域においては、流域の都市化の進展に伴い、徐々に中小河川の浸水発生危険性が大きくなっていくと考えられることから、今後一層の河川・下水道の総合治水施設の整備を推進する必要がある。また必要に応じ、河川管理者等に対し、防災調整池の設置や河川改修などの対策検討を要請する。

また日頃より住民に対し、浸水等水害の危険性を事前に把握し、人的被害等を軽減するための情報源として「ハザードマップ」等を活用し、水害危険区域や避難所等の広報・周知に努める。

3. 気象情報、河川水位等の把握

気象観測については、銚子地方気象台の発表を的確に把握するとともに、河川の水位状況についても国土交通省、県等からも情報を収集し、水害が予想されるときは事前の準備を図

る。

4. 浸水想定区域の周知等

住民に水害の危険性を正しく認識してもらうために、ハザードマップの配布やホームページ等により、浸水想定区域や避難所等の周知に努める。

また、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合には、これらの施設の名称及び所在地を本計画に定め、その施設については警報等の伝達方法等を本計画に定める。さらに、当該要配慮者利用施設については、水防法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等を施設管理者等に指導する。

5. 農作物等の水害予防対策

農作物の水害予防対策については、土地基盤整備事業等を通じて施設の充実および洪水の調整に努めるほか、千葉県や西印旛農業協同組合等と連携して、事前・事後の対応等について普及や指導を行い被害の軽減を図る。

第7節 土砂災害の予防

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 土砂災害警戒区域等	危機管理課、建築宅地課
2. 急傾斜地崩壊危険区域等	危機管理課、道路課
3. 防災知識の普及、啓発	危機管理課

台風や集中豪雨などによる土砂災害から住民等の生命、身体、財産を守るため、土砂災害の発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

1. 土砂災害警戒区域等

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条及び第8条の規定により、土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と、建物の損壊等により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」は、土砂災害基本法に基づき、県が指定するものである。本市においては、土砂災害警戒区域39箇所及び土砂災害特別警戒区域34箇所（急傾斜地の崩壊）が指定されている。（令和7年6月現在）

市は、上記区域において、災害情報の伝達や避難を迅速に行い、土砂災害から生命を守るため、警戒避難体制の確立を図るとともに、特定開発行為に対する許可、建築物の構造規制等の対策を行う。

〈土砂災害警戒区域の指定基準〉

急傾斜地の崩壊

(ア) 傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域

(イ) 急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域

(ウ) 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域

(2) 危険箇所の点検・対策

本市においては、土砂災害警戒区域等について、県及び関係機関の協力を得ながら、梅雨・台風等の災害発生の危険性が高い時期を中心に定期的に危険度を把握するための調査・点検を実施し、適切な規制、対策等を講じる。

(3) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等警戒避難体制に関する事項、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する情報等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。

土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する場合は、当該施設に対し土砂災害に関する情報、予警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。

土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。

(4) 土砂災害警戒区域等におけるソフト対策

(ア) 災害情報の伝達や警戒避難体制の整備を図る。

(イ) 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して構造が安全であるかどうかの確認を行う。

- (ウ) 住宅や要配慮者利用施設の開発行為は、基準に従ったものに限り許可する。
- (エ) 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。

2. 急傾斜地崩壊危険区域等

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県と協議の上、地域住民の協力を得ながら、引き続き「急傾斜地崩壊危険区域」として、県が指定手続きを行う。本市においては、急傾斜地崩壊危険区域が1箇所指定されている。（令和2年3月現在）

<急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5メートル以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

3. 防災知識の普及、啓発

土砂災害のおそれのある箇所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報誌への掲載、パンフレットの配布等により、周辺住民等に対する周知徹底を図る。また、土砂災害警戒情報や千葉県土砂災害警戒情報システムの活用等についても、併せて周知するものとする。

第8節 風害の予防

〈計画の体系・担当〉

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 竜巻等に関する知識の普及	危機管理課
2. 農作物等の風害・ひょう害防止対策	産業振興課、西印旛農業協同組合
3. 施設等の風害防止対策	危機管理課、施設管理者
<p>台風や竜巻、局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。これらの被害を未然に防止又は軽減し、被害の拡大を最小限に防止するものとする。</p>	

1. 竜巻等に関する知識の普及

市及び県は、台風・竜巻等による被害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して普及啓発を図る。

(1) 気象情報等の確認

平時から、気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報について、テレビ、ラジオ等により確認することを心掛けること。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す。

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる。カーテンを引く。
- (イ) 雨戸、シャッターを閉める。
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない。
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は、頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

2. 農作物等の風害・ひょう害防止対策

農作物等の風害防止については、千葉県や西印旛農業協同組合等と連携して、台風、冬季の季節風、その他局地的な強風等それぞれの種別に対応した対策を指導し、被害の軽減を図る。

また、白井市では、気象環境の関係で降雹が多く発生し、市特産の梨に被害が出ているた

め、降雹、強風、害虫、鳥害を防ぐことのできる多目的防災網の設置を推進する。

3. 施設等の風害防止対策

(1) 送電施設、通信施設等の風害対策

東京電力等の施設管理者と、非常時の連絡体制や防災体制についての連携を確立しておく。

(2) 看板類の風害対策

市は強風により飛来ないし落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、住民等からの危険情報を入手する方法について検討する。

第9節 雪害の予防

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 道路雪害防止対策	道路課、印旛土木事務所、千葉国道事務所
2. 気象（積雪等）の観測	危機管理課、道路課、道路管理者
3. 農作物等の雪害防止対策	産業振興課、農業協同組合

積雪による冬季の交通障害を除去し、安全な交通の確保を図る。また、積雪が原因の農作物への必要に応じた防止策をあらかじめ計画するものとする。

1. 道路雪害防止対策

(1) 除雪区分及び除雪路線

ア 国土交通省・県

国道16号については国土交通省、国道464号・主要地方道・県道については県が除雪を行う。

イ 市道

市道については、主要な市道から優先して除雪を行う。

ウ 歩道部及び歩道橋

歩道は、駅前を優先とし除雪に努める。また歩道橋についても、優先的に除雪に努める。

(2) 除雪作業

市は、協力土木業者等の関係業者の協力を得て除雪を実施するための連絡体制を整備しておくものとする。

また、融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、関係機関と連携し、通行規制や、砂・凍結防止剤散布等の処置に努める。

(3) 防災知識の普及

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪が予想されるとき、人命を最優先とするためには、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に避けるための計画的・予防的な通行規制が必要であること、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、住民等への周知に努める。

2. 気象（積雪等）の観測

気象観測については、銚子地方気象台の発表を的確に把握するとともに、積雪の予警報状況についても国土交通省等から情報を収集し、被害が予想されるときは事前の準備を行う。

3. 農作物等の雪害防止対策

農作物等の雪害防止については、千葉県や西印旛農業協同組合等と連携して、事前・事後の対応等について普及や指導を行い被害の軽減を図る。

第10節 要配慮者の安全確保

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難行動要支援者	社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康課、市民活動支援課、企画政策課、危機管理課、市社会福祉協議会
2. 社会福祉施設等	社会福祉課、高齢者福祉課、保育課、各施設管理者
3. 外国人等	危機管理課、企画政策課
高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（県）等に基づいて整備に努める。	

1. 避難行動要支援者

震災編・第2章・第6節「1. 避難行動要支援者」に準ずる。（震-2-18参照）

2. 社会福祉施設等

震災編・第2章・第6節「2. 社会福祉施設等」に準ずる。（震-2-21参照）

3. 外国人等

震災編・第2章・第6節「3. 外国人等」に準ずる。（震-2-22参照）

第11節 緊急輸送体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 緊急輸送道路の指定	危機管理課、道路課
2. 輸送体制の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課
3. 緊急通行車両	危機管理課、公共施設マネジメント課

災害時に救助・救急・医療活動や緊急物資の輸送等を迅速に実施し、被害の発生と拡大の防止を図るための輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。

1. 緊急輸送道路の指定

震災編・第2章・第7節「1. 緊急輸送道路の指定」に準ずる。（震-2-23参照）

2. 輸送体制の整備

震災編・第2章・第7節「2. 輸送体制の整備」に準ずる。（震-2-23参照）

3. 緊急通行車両

震災編・第2章・第7節「3. 緊急通行車両」に準ずる。（震-2-23参照）

第12節 避難収容体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難体制の整備	危機管理課、道路課、学校政策課
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	危機管理課
3. 指定避難所等の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課、教育総務課、関係各課
4. 家庭動物対策	危機管理課、環境課
5. 避難所の開設・運営	危機管理課、総務課、教育総務課、生涯学習課、市民活動支援課、施設管理者
6. 応急仮設住宅の用地確保	建築宅地課

大規模災害に備え、住民の安全確保を図るための避難路や指定緊急避難場所・指定避難所の確保とともに、自宅での生活が困難となった被災者に対し、迅速な救援救護を図るための避難施設の確保や応急仮設住宅等について必要な事項を定める。なお避難所の運営方針等については県の「災害時における避難所運営の手引き」に準拠する。

1. 避難体制の整備

震災編・第2章・第8節「1. 避難体制の整備」に準ずる。（震-2-24参照）

2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

震災編・第2章・第8節「2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定」に準ずる。（震-2-25参照）

3. 指定避難所等の整備

震災編・第2章・第8節「3. 指定避難所等の整備」に準ずる。（震-2-26参照）

4. 家庭動物対策

震災編・第2章・第8節「4. 家庭動物対策」に準ずる。（震-2-27参照）

5. 避難所の開設・運営

震災編・第2章・第8節「5. 避難所の開設・運営」に準ずる。（震-2-27参照）

6. 応急仮設住宅の用地確保

震災編・第2章・第8節「6. 応急仮設住宅の用地確保」に準ずる。（震-2-28参照）

第13節 給水体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 飲料水の確保	危機管理課、上下水道課
2. 非常用水源の保全・確保計画	危機管理課、上下水道課、環境課
3. 民間の井戸の活用	危機管理課、環境課

災害時の給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平時に取り組む飲料水の備蓄、給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。
なお、本市の上下水道は市外の施設と密接に連携しており、市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意して対策を進める。

1. 飲料水の確保

震災編・第2章・第9節「1. 飲料水の確保」に準ずる。（震-2-29参照）

2. 非常用水源の保全・確保計画

震災編・第2章・第9節「2. 非常用水源の保全・確保計画」に準ずる。（震-2-29参照）

3. 民間の井戸の活用

震災編・第2章・第9節「3. 民間の井戸の活用」に準ずる。（震-2-29参照）

第14節 備蓄体制の整備

〈計画の体系・担当〉

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 備蓄・調達体制の整備	危機管理課、産業振興課
2. 供給体制の整備	危機管理課、産業振興課
3. 燃料等の確保体制の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課
4. 備蓄場所の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課、施設管理者
災害時の食料や生活必需品の調達・供給にし、供給体制や備蓄等についてあらかじめ整備が必要な事項を定める。また良好な保管場所を確保し、スムーズな供給体制の確立を目指す。	

1. 備蓄・調達体制の整備

震災編・第2章・第10節「1. 備蓄・調達体制の整備」に準ずる。（震-2-30参照）

2. 供給体制の整備

震災編・第2章・第10節「2. 供給体制の整備」に準ずる。（震-2-31参照）

3. 燃料等の確保体制の整備

震災編・第2章・第10節「3. 燃料等の確保体制の整備」に準ずる。（震-2-31参照）

4. 備蓄場所の整備

震災編・第2章・第10節「4. 備蓄場所の整備」に準ずる。（震-2-31参照）

第15節 防災意識の向上と知識の普及

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 市職員に対して	危機管理課、人事課
2. 住民に対して	危機管理課、建築宅地課、消防組合、関係機関
3. 児童・生徒等に対して	教育委員会
4. 避難行動要支援者に対して	社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、危機管理課、消防組合、関係機関
5. 施設管理者に対して	消防組合、関係機関
6. 応急手当方法の指導・普及	人事課、消防組合、関係機関
関係防災機関及び住民との協力体制の確立など総合的な災害対策を推進するため、職員、住民、事業所等に対する防災意識の向上を図るとともに各種防災教育を行い、災害対応力向上を図る。	

1. 市職員に対して

震災編・第2章・第11節「1. 市職員に対して」に準ずる。（震-2-32参照）

2. 住民に対して

震災編・第2章・第11節「2. 住民に対して」に準ずる。（震-2-32参照）

なお、風水害については次の事項を追加する。

(1) 普及知識等の内容

ア 災害への備え

- ・強風暴風に対する家屋の保全方法（雨戸等の戸締り、ガラスの補強等）
- ・浸水への備え（土嚢等の設置による浸水防止対策）

イ 災害時の心得

- ・防災気象情報、5段階の警戒レベル及び避難指示等との関係性や意味、それぞれの段階で取るべき避難行動
- ・ハザードマップ等により災害危険箇所の周知に努める。

3. 児童・生徒等に対して

震災編・第2章・第11節「3. 児童・生徒等に対して」に準ずる。（震-2-33参照）

4. 避難行動要支援者に対して

震災編・第2章・第11節「4. 避難行動要支援者に対して」に準ずる。（震-2-34参照）

5. 施設管理者に対して

震災編・第2章・第11節「5. 施設管理者に対して」に準ずる。（震-2-34参照）

6. 応急手当方法の指導・普及

震災編・第2章・第11節「6. 応急手当方法の指導・普及」に準じ、「地震発生にともない」を「災害時には」に読み替えるものとする。（震-2-34参照）

第16節 防災訓練の充実

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 防災訓練の充実	危機管理課、各課、関係機関
2. 防災訓練の種別	危機管理課、消防団、消防組合、関係機関、事業所
3. 訓練の実施と事後評価	危機管理課、消防組合、関係機関

市及び関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。

1. 防災訓練の充実

震災編・第2章・第12節「1. 防災訓練の充実」に準ずる。（震-2-36参照）

2. 防災訓練の種別

震災編・第2章・第12節「2. 防災訓練の種別」に準ずる。（震-2-36参照）

なお、利根川の氾濫等の非常事態に対処するため、印旛利根川水防事務組合構成市町村である当市水防団は、印旛地区水防管理団体連合会主催の水防訓練に参加し、水防活動の実践能力の向上に努める。

3. 訓練の実施と事後評価

震災編・第2章・第12節「3. 訓練の実施と事後評価」に準ずる。（震-2-37参照）

第17節 自主防災組織等の活動の推進

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 地域住民	危機管理課、消防組合
2. 事業所等	産業振興課、消防組合

災害時においては、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。

1. 地域住民

震災編・第2章・第13節「1. 地域住民」に準ずる。（震-2-38参照）

2. 事業所等

震災編・第2章・第13節「2. 事務所等」に順ずる。（震-2-39参照）

第18節 ボランティア活動体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	社会福祉課、社会福祉協議会、関係機関
2. ボランティア団体の連携	社会福祉課、市社会福祉協議会
3. ボランティアの養成	社会福祉課、市社会福祉協議会
4. 災害ボランティアセンターとの連携	社会福祉課、市社会福祉協議会
大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れができるよう、平常時からの環境整備について定める。	

1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

震災編・第2章・第14節「1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ」に準ずる。
(震-2-40参照)

2. ボランティア団体の連携

震災編・第2章・第14節「2. ボランティア団体の連携」に準じ、「震災発生時」を「災害時」に読み替えるものとする。(震-2-40参照)

3. ボランティアの養成

震災編・第2章・第14節「3. ボランティアの養成」に準ずる。(震-2-40参照)

4. ボランティアセンターとの連携

震災編・第2章・第14節「4. ボランティアセンターとの連携」に準ずる。(震-2-40参照)

第19節 帰宅困難者等対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 帰宅困難者等	危機管理課、関係機関
2. 一斉帰宅の抑制	危機管理課、関係機関
3. 帰宅困難者の安全確保対策	危機管理課、関係機関
4. 帰宅支援対策	危機管理課、関係機関

大規模な災害が発生し、鉄道等の公共交通機関の運行に支障をきたした場合、通学・通勤などの滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想されるため、帰宅困難者の発生抑制及び徒歩帰宅支援等について定める。

1. 帰宅困難者等

震災編・第2章・第15節「1. 帰宅困難者等」に準ずる。（震-2-41参照）

2. 一斉帰宅の抑制

震災編・第2章・第15節「2. 一斉帰宅の抑制」に準ずる。（震-2-41参照）

3. 帰宅困難者の安全確保対策

震災編・第2章・第15節「3. 帰宅困難者の安全確保対策」に準ずる。（震-2-42参照）

4. 帰宅支援対策

震災編・第2章・第15節「4. 帰宅支援対策」に準ずる。（震-2-42参照）

第3編 風水害等編

第3章 風水害等応急対策計画

職員配備基準（風水害）

配備種別	配備基準	配備体制	
情報収集体制	1) 今後、市域に警報以上の発表の可能性（中）（高）があるとき 2) 市域に次の気象情報の1以上が発表されたとき【自動配備】 ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	（情報所の開設） ○責任者：危機管理課長 あらかじめ指定された危機管理課職員	（防災気象情報等を収集・分析～集約整理、進行管理活動）が円滑に行える体制
災害即応体制	《災害警戒配備》 1) 市域に次の気象情報の1以上が発表され災害の発生が予想される時 ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報 ⑤暴風雪警報 2) 深夜から明け方に上記の警報が発表されることが予想され、市長が必要と認めたとき	（本部事務局の設置） ○責任者：総務部長（事務局長） ①本部事務局 ②本部連絡員 ③インフラ部、消防部（団本部） ※配備職員は、各部の災害対応マニュアルによる。	（情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに「避難所開設」「避難指示等発令」を準備できる体制）
災害即応体制	《災害即応配備》 1) 市域に土砂災害警戒情報、又は特別警報に至る可能性の言及に係る気象情報が発表されたとき 2) 市域に気象警報が発表され、かつ台風の暴風域に入ることが見込まれるとき（確率70%以上） 3) 深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され市長が必要と認めたとき	（本部事務局の設置） ○責任者：総務部長（事務局長） ①本部事務局 ②本部連絡員 ③1次開設避難所直行職員 ④避難罹災部、福祉医療部、インフラ部、消防部（団本部） ⑤関係機関等の連絡員	（事態の推移に伴い速やかに「避難所開設」「避難指示等発令」できるとともに「災害対策本部」を設置できる体制）
災害対策本部体制	《第1配備》 1) 市域に特別警報が発表されたとき【自動配備】 2) 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき 3) 以下のいずれかに該当し総合的な対策を講ずるため市長が必要と認めたとき ・特に大きな被害が発生、又は発生するおそれがあるとき ・大規模な停電、断水等が発生し回復に長期間要すると見込まれるとき	（災害対策本部設置） ○責任者：本部長 ①災害対策本部の全職員 ②各対策部の4割の職員 ③全消防団員 ④開設する避難所直行職員 ⑤関係機関等の連絡員 ※配備職員は、同上	（情報、救助、輸送、避難所等「応急対策活動」が円滑に行える体制）
災害対策本部体制	《第2配備》 1) 以下のいずれかに該当し本部長が認めたとき ・市内広範囲にわたる災害が発生 ・局地的災害であっても被害が甚大 ・大規模の災害発生が免れないと予想	（災害対策本部設置） ○責任者：本部長 ①災害対策本部の全職員 ②各対策部の7割の職員 ③全消防団員 ※配備職員は、同上	（《第1配備》を強化し対処する体制）
災害対策本部体制	《第3配備》 1) 第2配備体制では対処できないと本部長が認めたとき	（災害対策本部設置） ○責任者：本部長 ①全職員	（市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制）

* 配備要員は年度当初に各課等において定め、総務部長に報告する。

* 市長は災害の態様等により配備内容を変更し又は配備を解くことができる。

第1節 災害応急活動体制

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報収集・災害即応体制	各班
2. 災害対策本部体制	各班、各防災関係機関
3. 職員の動員・配備	各班

大規模災害が発生または発生するおそれがある場合、職員自身の被災、道路やライフラインの途絶等により、災害対策組織の確立や指示の伝達等が遅れるおそれがある。
このため職員は、勤務時間外にあっても速やかに参集して災害対策活動に着手するとともに、本部長等が不在の場合には、代理者が早急に職務を代行し、市や防災関係機関が有する災害対策能力を初動期から最大限発揮させる。

1. 情報収集・災害即応体制

(1) 情報収集・災害即応体制の設置

- ア 職員配備基準（風水害）に基づき設置する。
- イ 担当職員は、情報収集・災害即応体制（災害警戒配備・災害即応配備）をとる。
- ウ 自動配備
配備基準のうち、自動配備に該当する事象が発生した場合、参集指示があったとみなして参集する。
- エ 設置場所
 - (ア) 情報収集体制
危機管理課執務室に情報所を設置する。
 - (イ) 災害即応体制
災害対策室1・2・3に本部事務局を設置する。

(2) 情報収集・災害即応体制の運営

- ア 担当職員は、指定された場所に参集し、災害対策活動を行う。
- イ 責任者
情報収集体制は危機管理課長が、災害即応体制は事務局長（総務部長）が責任者となり指揮を執る。
- ウ 災害対策本部活動マニュアルに基づき活動・運営する。
- エ 応援体制
各対策部は、事務分掌に基づき体制を整える。

(3) 情報収集・災害即応体制の解除

- 各責任者は、配備体制をとる必要がなくなったときは、市長に報告し、情報収集・災害即応体制を解除する。

2. 災害対策本部体制

震災編・第3章・「第1節 2. 災害対策本部体制」に準ずる。（震-3-1参照）

3. 職員の動員・配備

(1) 配備の決定

自動配備以外は、総務部長から市長へ対応方針案を報告し、市長が配備を決定する。

(2) 動員の方法

- ア 職員配信メールにより配備体制について全職員へ発令する。メールを受信した部課等長は、職員配備基準に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。
- イ 勤務時間内でライフラインが使用できる場合は、庁内放送等を併用して発令を行う。

ウ 勤務時間外で自動配備に該当する事象が発生した場合、配備該当職員は動員指令を待つことなく自ら所定の部署に参集する。

エ 特に初期活動が必要な部署においては、事前に定めておいた先行登庁職員をいち早く登庁させ、活動体制が整うまでの間、事前準備等を行わせる。

(3) 動員時の留意事項

ア 参集手段・報告

- ・原則として第1配備以上では通行規制等が考えられるため、徒歩、自転車またはバイクの他、最善の交通手段を用いて参集する。
- ・災害状況により登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき災害対策に従事するものとし、そのことを所属長に連絡する。
- ・市施設にも参集できない場合は、その旨を何らかの方法により本部に伝え、参集が可能となった時点で直ちに参集する。

イ 参集途上の被害調査

- ・職員は、参集途上において可能な限り被害状況を見聞しながら移動し、緊急の場合を除いて参集後に所属長等を通じて本部事務局に報告する。

ウ 参集途中の緊急措置

- ・要救護者、火災現場等を発見した場合は緊急措置にあたり、その後速やかに参集する。
- ・住民等に情報提供を求められた場合は、自らの言動で住民等に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払って、できる限り対応する。

エ 参集時の装備

職員は、身の回りに関することは自己完結できる準備を整えて参集する。下記に参集時の装備例を示す。

参集時の装備例

- 身軽な服装に運動靴、軍手、帽子、雨合羽
 - 筆記用具、懐中電灯（予備電池）、救急セット、マスク、消毒薬、除菌シート
 - 携帯電話、モバイルバッテリー等の通信機器、公衆電話[※]用の小銭
 - 着替えや3日以上分の飲料水・食料など
 - その他必要とされるもの、担当部で災害応急活動に必要なもの
- ※公衆電話は災害時優先電話のため、災害時にも発信が優先扱いとなる。

(4) 動員報告

各課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部（本部連絡員）が集約し、本部事務局（総括グループ）へ報告する。報告の時期については、指示があるまでは原則として30分ごととする。本部事務局長（総務部長）は参集状況を取りまとめ、本部長に報告する。

(5) 消防団員の動員

消防団長は、本部長（市長）から災害対策本部の設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、ただちに出動できる体制を確立するよう、各分団長に対し、防災行政無線、口頭、電話等を利用して指示する。

第2節 災害救助法の適用

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害救助法の適用	総務班・応援班
2. 帳簿の作成等	総務班・応援班、避難班、医療班、住宅班、上下水道班、消防班

災害救助法が適用された場合、対象となる救助費を国、県が担保するため、本部長は、適用基準以上の被害が生じた場合、又は予測される場合は速やかに知事に状況を報告して災害救助法の適用を要請するとともに、速やかに救助事務に着手する。

1. 災害救助法の適用

震災編・第3章・「第2節 1. 災害救助法の適用」に準ずる。(震-3-9参照)

2. 帳簿の作成等

震災編・第3章・「第2節 2. 帳簿の作成等」に準ずる。(震-3-10参照)

第3節 情報収集・伝達

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 通信手段の確保	本部事務局、各防災関係機関
2. 連絡体制の確立	総括グループ長、情報分析班、各防災関係機関
3. 気象情報等の収集・伝達	情報分析班、各防災関係機関
4. 時系列収集区分	各班、各防災関係機関
5. 県等への被害報告	各班
6. 広報活動	広報班・無線班
7. 被災者等への情報伝達	情報受付収集班、避難班

災害情報の収集・連絡及びその伝達は、全ての応急対策の根幹となるものである。市及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図るため情報収集・連絡・伝達について必要な事項を定める。

1. 通信手段の確保

震災編・第3章・第3節「1. 通信手段の確保」に準ずる。(震-3-12参照)

2. 連絡体制の確立

震災編・第3章・第3節「2. 連絡体制の確立」に準ずる。(震-3-13参照)

3. 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象警報等の伝達

白井市域に風水害に関わる気象警報等が発表された場合、市はメール配信やホームページ掲載等により市民にその旨を伝達する。

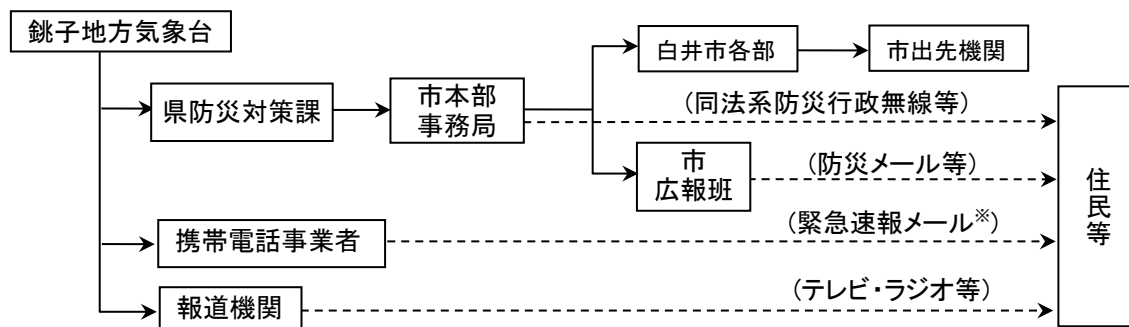
また、特別警報が発表された場合は速やかに市民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。

気象警報等の種類

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
警報	大雨(浸水害、土砂災害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨(浸水害、土砂災害)、暴風、暴風雪、大雪
その他	記録的短時間大雨情報

【資料編】気象警報・注意報の発表基準

【資料編】特別警報の発表基準

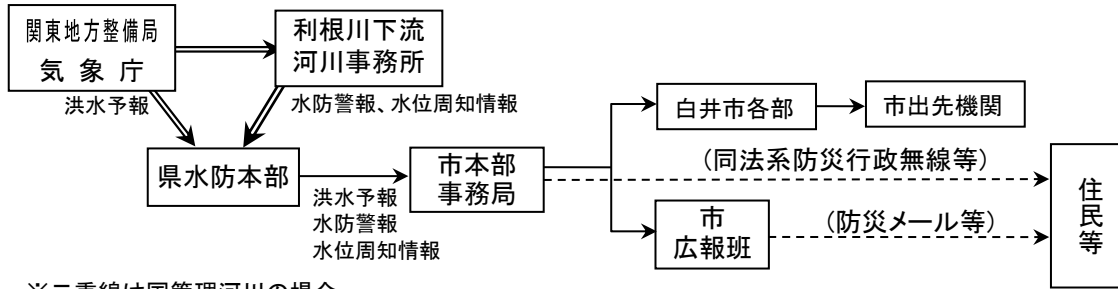


※特別警報の発表時に対象市町村のエリアに配信

気象警報等の伝達系統

(2) 洪水予報等の伝達

利根川の洪水予報、手賀沼・手賀川の水位周知情報、高崎川の水位周知情報が発表された場合、市は洪水浸水想定区域の住民等にその旨を伝達する。

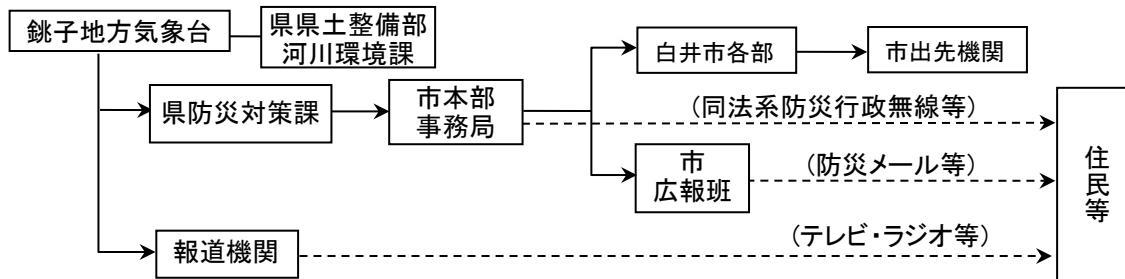


※二重線は国管理河川の場合

洪水予報等の伝達系統

(3) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合、市は土砂災害警戒区域の住民等にその旨を伝達する。



土砂災害警戒情報の伝達系統

(4) 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市、警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市に通報する。通報を受けた市は、直ちに次の機関に通報する。

- ア 銚子地方気象台
- イ その災害に関係のある近隣市町村
- ウ 最寄りの県出先機関及び警察署

4. 時系列収集区分

震災編・第3章・第3節「4. 時系列収集区分」に準ずる。(震-3-14参照)

5. 県等への被害報告

震災編・第3章・第3節「5. 県等への被害報告」に準ずる。(震-3-16参照)

6. 広報活動

震災編・第3章・第3節「6. 広報活動」に準ずる。(震-3-19参照)

なお、風水害の警戒段階においては、①気象警報、②災害危険箇所等に関する注意事項、③避難の勧告等の情報を必要に応じて適宜拙速にならないよう提供する。

7. 被災者等への情報伝達

震災編・第3章・第3節「7. 被災者等への情報伝達」に準ずる。(震-3-21参照)

第4節 広域応援の要請

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 国に対する応援要請	対策班、総務班
2. 県に対する応援要請	対策班、総務班
3. 指定地方行政機関等に対する応援要請	対策班、総務班
4. 他市町村に対する応援要請	総務班・応援班
5. 消防広域応援の要請	対策班、総務班
6. 医療提供者等の応援要請	医療班、福祉班
7. その他の団体・企業等に対する協力要請	各部（要請・受援担当者）
8. 応援隊の受入体制	総務班、各部（受援担当者）
9. 受援計画の策定	対策班、各部
10. 自衛隊に対する災害派遣要請	対策班、総務班

災害の規模が大きく、市単独では応急対策の実施が困難な場合に、国、県、他市町村、自衛隊及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。

1. 国に対する応援要請

震災編・第3章・第4節「1. 国に対する応援要請」に準ずる。（震-3-23参照）

2. 県に対する応援要請

震災編・第3章・第4節「2. 県に対する応援要請」に準ずる。（震-3-23参照）

3. 指定地方行政機関等に対する応援要請

震災編・第3章・第4節「3. 指定地方行政機関等に対する応援要請」に準ずる。
（震-3-24参照）

4. 他市町村に対する応援要請

震災編・第3章・第4節「4. 他市町村に対する応援要請」に準ずる。（震-3-24参照）

5. 消防広域応援の要請

震災編・第3章・第4節「5. 消防広域応援の要請」に準ずる。（震-3-25参照）

6. 医療提供者等の応援要請

震災編・第3章・第4節「6. 医療提供者等の応援要請」に準ずる。（震-3-25参照）

7. その他の団体・企業等に対する協力要請

震災編・第3章・第4節「7. その他の団体・企業等に対する協力要請」に準ずる。（震-3-26参照）

8. 応援隊の受入体制

震災編・第3章・第4節「8. 応援隊の受入体制」に準ずる。（震-3-26参照）

9. 受援計画の策定

震災編・第3章・第4節「9. 受援計画の策定」に準ずる。(震-3-27参照)

10. 自衛隊に対する災害派遣要請

震災編・第3章・第4節「10. 自衛隊に対する災害派遣要請」に準ずる。(震-3-27参照)

第5節 救助・救急・医療活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 救助・救急活動	消防組合、警察、消防班、自主防災組織、住民
2. 医療活動	医療班、消防組合、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛保健所

大規模災害発生直後には救助救急機関と地域住民、自主防災組織とが連携し迅速に活動を実施し、市民の安全確保に万全を期すため、救助・救急及び医療活動について必要な事項を定める。

1. 救助・救急活動

震災編・第3章・第5節「1. 救助・救急活動」に準ずる。(震-3-32参照)

2. 医療活動

震災編・第3章・第5節「2. 医療活動」に準ずる。(震-3-33参照)

第6節 消防活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 消防活動の体制	消防組合、消防班
2. 消防活動の方針	消防組合、消防班
3. 消防団の活動	消防班
印西地区消防組合策定の消防計画に基づき、市災害対策本部や各関係機関と連携を図りながら、消火・救助を中心とした各種災害に対処する。	

1. 消防活動の体制

震災編・第3章・第6節「1. 消防活動の体制」に準じる。(震-3-36参照)

2. 消防活動の方針

震災編・第3章・第6節「2. 消防活動の方針」に準じる。(震-3-36参照)

3. 消防団の活動

震災編・第3章・第6節「3. 消防団の活動」に準じる。(震-3-37参照)

第7節 危険物等施設の対策

〈計画の体系・担当〉

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 市の対応	情報分析班、環境班
2. 印西地区消防組合の対応	消防組合
3. 事業者の責務と対応	事業者
風水害等による危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、放射性同位元素等（以下、「危険物等」という。）の火災・爆発・流出等（以下、「二次災害」という。）による被害を最小限に抑えるための応急対策について定める。	

1. 市の対応

震災編・第3章・第7節「1. 市の対応」に準じる。（震-3-38参照）

2. 印西地区消防組合の対応

震災編・第3章・第7節「2. 印西地区消防組合の対応」に準ずる。（震-3-38参照）

3. 事業者の責務と対応

震災編・第3章・第7節「3. 事業者の責務と対応」に準ずる。（震-3-38参照）

第8節 水害対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 水害対策活動	土木班、本部事務局、消防班、消防組合
2. 河川等の巡視・警戒	土木班、消防班
3. 利根川水防対策	土木班、本部事務局、消防組合、消防班
低地及び道路の冠水、河川の氾濫等に対する迅速かつ適切な水害対策を行うとともに、利根川水防対策を関係市町村と協力して実行する。	

1. 水害対策活動

水害が予想される時は、降雨の状態及び水位の状況を監視し、適宜必要な職員等を配備し、低地及び道路の排水や築堤等を行い浸水の防止にあたる。

水害対策の実施上必要な場合は、消防本部に協力を要請する。

2. 河川等の巡視・警戒

水害の危険が高いと予想される低地及び河川等から優先的かつ定期的に巡視・警戒を随時行い、本部に状況を連絡するとともに、危険が切迫している区域の住民に対し避難の指示等を行う。

3. 利根川水防対策

利根川の氾濫による災害を防止するため、6市2町（成田市、佐倉市、栄町、白井市、酒々井町、八千代市、四街道市、印西市）により構成されている印旛利根川水防事務組合（以下『組合』という。）の水防実施計画書に基づいて水防対策を実施する。

以下に水防計画の抜粋を示す。

(1) 水防区域

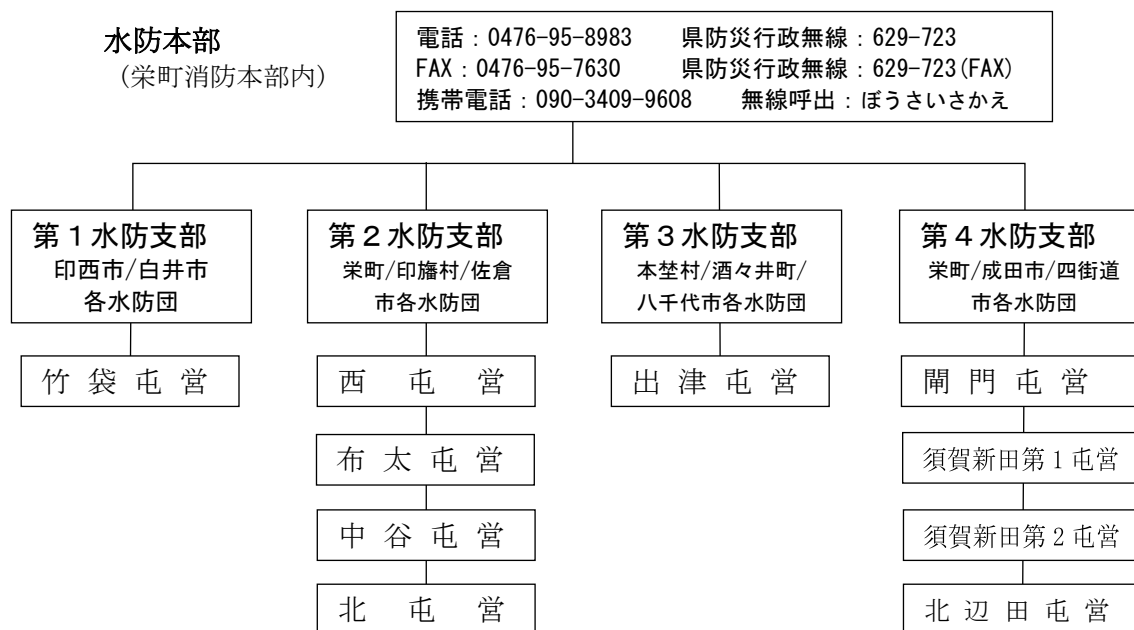
水防区域は、利根川右岸印西市木下地先（旧手賀沼塚樋）から栄町矢口地先（横堤）までの10,941.45mとしている。

その内、白井市水防団が属する第1水防支部の管轄区域は、印西市竹袋旧手賀沼塚樋より同市平岡地先（元将監川締切中央）までの1,484.20mとなっている

(2) 水防組織体制

組合は、組合構成市町村の消防団が水防団となり、水防本部のもと4つの水防支部とその下部組織である10の水防屯営から組織されている。

なお、水防本部は組合（栄町消防本部内）におかれ、水防本部長は栄町長が、副本部長は印西市長があたっている。



* 構成人員：支部は支部長以下7名で構成し、各屯営には屯営長以下10名以上を配置する。

印旛利根川水防事務組合の組織体制

(3) 配備体制

水防配備体制の種類は①注意配備体制②警戒配備体制③非常配備体制の3種に区分され、銚子地方気象台の発表する洪水警報等を参考にし、水防本部長が発令する。

水防委員、水防巡視員の出勤は水防本部長が直接命令し、水防団員の出勤は水防本部長の指令を受けた構成市町村が水防団長を通して命令する体制としている。

ア 注意指令時は、専従職員が対応する。

イ 警戒指令（川の水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、なお上昇の恐れがあつてかつ非常指令の発令が予測された時、水防本部長が発する）時は、水防委員、水防団長、水防副団長、本部員、水防巡視員は水防本部に出動、水防団員は自宅で待機し、水防事態に備える。

ウ 非常指令（川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお引き続き増水の状況を呈して洪水必至と予断された時、水防本部長が発する）時は、水防団員は出勤配置につき、水防等の防御に対応する。ただし、出勤人員はその状況により水防本部長が指定する。

組合構成市町村は、河川増水時の警戒および防御並びに信号等の業務を担当する第1次出動市町村と、水防資材の調達、供給輸送を任務とする第2次出動市町村に区分されており、白井市は第2次出動市町村として、第1次出動市町村の業務を支援するため、必要に応じ水防本部長の指令に基づいて出動する。

(4) 水防支部団員の主な任務

組合は、水防委員、水防団長、水防副団長、本部職員、水防支部長、同副支部長、支部詰水防団員、屯営長、水防巡視員、水防団員で構成されている。

水防支部長以下の職務分担は、次のとおりである。

ア 水防支部長は、下記の業務を担当する。

(ア) 倉庫および収蔵資器材の管理。

(イ) 水防資器材その他要品の入出庫の受け渡し。

(ウ) 水防中、特殊材料の必要を認めるときは、その品名、数量及び搬出先を明示し、水防本部長又は水防団長への調達要請。

(エ) 派遣応援水防団が到着した際の人数調べと本部への報告。

(オ) 炊き出し実施に関する事務的処理。

- (カ) 巡視員、水防団員の出動簿作成と水防団長への提出。
 - (キ) 水防日誌の記録。
 - (ク) 水防中の水位記録。
 - イ 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。
 - ウ 支部詰水防団員は、支部長の指揮により本部との連絡及びその他支部長の命により職務に従事する。
 - エ 屯営長は、支部長の命を受け水防団員の水防作業の指揮を行う。
 - オ 水防巡視員は常に堤防の内外を巡視し、異状の有無を確認し、その異状を発見した場合にはただちにその旨を水防団長、水防支部長、屯営長の何れかに報告する。
 - カ 水防団員は屯営に所属し、水防作業に従事する。
- (5) 利根川水防警報等
- ア 気象等の状況によって洪水等のおそれがあるときは、水防法及び気象業務法に基づき大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報が出されるが、併せて利根川の洪水予報も出される。

指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の超える状態が継続しているとき、または、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき、氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）に発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

- イ 同じく水防法に基づく水防警報が発表されるので、①待機、②準備、③出動、④警戒、⑤解除といった警報の種類に応じて、水防活動状況の報告にあたる。

第9節 要配慮者対策

〈計画の体系・担当〉

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 在宅要配慮者の安全確保	福祉班、情報班、避難支援等関係者
2. 要配慮者利用施設における対策	施設管理者、消防団、福祉班
3. 福祉避難所の設置	福祉班、施設管理者
4. 要配慮者の生活確保	福祉班、住宅班

自力避難が困難な状況である避難行動要支援者に対して地域住民及び自主防災組織等の協力による安否確認及び避難誘導、避難状況の確認等、震災発生時の避難行動要支援者に対する安全対策について必要な事項を定める。その他、必要な事項については「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき実施する。

1. 在宅要配慮者の安全確保

震災編・第3章・第8節「1. 在宅要配慮者の安全確保」に準ずる。(震-3-40参照)

なお、「震災発生直後の安全確保」は「避難指示等発令の安全確保」と読み替え、市が警戒レベル3以上の避難情報を発したときに、避難支援等関係者は市から提供された避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者（避難対象地区に限る。）の支援を開始する。

2. 要配慮者利用施設における対策

震災編・第3章・第8節「2. 要配慮者利用施設における対策」に準ずる。(震-3-41参照)

3. 福祉避難所の設置

震災編・第3章・第8節「3. 福祉避難所の設置」に準ずる。(震-3-42参照)

4. 要配慮者の生活の確保

震災編・第3章・第8節「4. 要配慮者の生活の確保」に準ずる。(震-3-42参照)

第10節 交通対策・緊急輸送

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 交通対策	土木班、警察署、道路管理者
2. 緊急輸送	総務班・応援班、関係機関
3. ヘリコプター発着場の設置	対策班、総務班・応援班、都市班、消防組合
災害時、救助・救急・消火活動及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等を迅速に行うため、交通規制、緊急輸送等について必要な事項を定める。	

1. 交通対策

震災編・第3章・第9節「1. 交通対策」に準ずる。(震-3-43参照)

2. 緊急輸送

震災編・第3章・第9節「2. 緊急輸送」に準ずる。(震-3-44参照)

3. ヘリコプター発着場の設置

震災編・第3章・第9節「3. ヘリコプター発着場の設置」に準ずる。(震-3-45参照)

第11節 障害物の除去

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 障害物の情報収集	土木班
2. 住宅関係の障害物の除去	住宅班
3. 道路関係の障害物の除去	土木班、警察署、印旛土木事務所、千葉国道事務所
4. 環境汚染の防止対策	環境班
被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害により道路等に発生した砂、倒壊建物等の障害物の除去等に関して必要な事項を定める。	

1. 障害物の情報収集

震災編・第3章・第10節「1. 障害物の情報収集」に準ずる。(震-3-46参照)

2. 住宅関係の障害物の除去

震災編・第3章・第10節「2. 住宅菅家の障害物の除去」に準ずる。(震-3-46参照)

3. 道路関係の障害物の除去

震災編・第3章・第10節「3. 道路関係の障害物の除去」に準ずる。(震-3-46参照)

4. 環境汚染の防止対策

震災編・第3章・第10節「4. 環境汚染の防止対策」に準ずる。(震-3-47参照)

第12節 避難収容活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難指示等	対策班、広報班・無線班、県、警察署、関係機関
2. 警戒区域の設定	対策班、消防班、警察署
3. 収容計画	避難所直行職員、避難班、環境班、施設管理者
4. 避難所の運営	避難所担当職員、避難班、施設管理者
5. 避難所の自治運営体制の整備	避難班、施設管理者、自治会・自主防災組織
6. 避難所の共存・閉鎖	避難班

災害から住民の生命を確保するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。なお避難所の運営は、住民による自主的な運営を基本とする。

1. 避難指示等

土砂災害や水害などの避難を要する災害時において、住民の円滑な避難行動を実現するため、災害時における避難指示等の発令判断基準を5段階の警戒レベルに応じて定める。

なお、発令に当たっては水害と土砂災害及び複数河川の氾濫が同時又は連続して発生する事態を考慮するとともに、气象台、河川管理者及び県からの助言並びに現地確認の報告等を総合的に勘案して判断するものとする。

5段階の警戒レベルと対応

警戒レベル	災害の状況	住民が取るべき行動	市の主な対応	気象庁が発表する情報	指定河川洪水予報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	注意喚起	早期注意情報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	避難行動要支援者支援の準備	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難の発令、避難所の開設	洪水警報 大雨警報	氾濫警戒情報
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示の発令	記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保の発令	大雨特別警報	氾濫発生情報

※指定河川洪水予報及び警戒レベル3以上の気象情報は、本表のとおり各警戒レベル相当の情報として発表される。

避難指示等の発令判断基準

市が発令する 避難情報	対象地区	判断基準等【対象とする河川氾濫】
【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、災害の発生が予想される とき ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「警戒」 以上のとき ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達する ことが想定される場合 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い 降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過す ることが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意 報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報土砂災害）（警戒レベ ル3相当情報「土砂災害」）に切り替える可能性が高い旨に 言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
	洪水浸水 想定区域	<ul style="list-style-type: none"> 【利根川】 ・利根川の水位が氾濫判断水位に達し、水位予測において引 き続きの水位が上昇する予測が発表されているとき 【手賀川・手賀沼】 ・手賀沼の水位が氾濫注意水位に達し、千葉県北西部の48時 間雨量が400mm以上と予想されるとき ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒」以上で、 氾濫の発生が予想されるとき 【神崎川・二重川（高崎川等）】 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒」以上で、 氾濫の発生が予想されるとき 【河川共通】 ・市内の河川において、軽微な漏水、侵食等が発見されたとき ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い 降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過さ れることが予想される場合（夕刻時点で発令）
【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「危険」 以上のとき ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流 の水量の変化等）が発見されたとき ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨 を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・ 通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹 き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

市が発令する 避難情報	対象地区	判断基準等【対象とする河川氾濫】
	洪水浸水 想定区域	<p>【利根川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報が発表され、市域に氾濫の影響があると予想されるとき <p>【手賀川・手賀沼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位（特別警戒水位）に達し、千葉県北西部の48時間雨量が400mm以上と予想されるとき ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「危険」以上のとき <p>【神崎川・二重川（高崎川等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「危険」以上のとき <p>【河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の河川において、異常な漏水、侵食等が発見されたとき ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
【レベル5】 緊急安全確保	土砂災害 警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「災害切迫」のとき ・土砂災害が発生したとき
	洪水浸水 想定区域	<p>【河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「災害切迫」のとき ・氾濫発生情報が発表され、市域で浸水被害が発生していると予想されるとき ・市内の河川において、決壊や越水、溢水が発見されたとき
備考	・基準水位観測所は、利根川が押付、手賀川・手賀沼が曙橋とする。	

(1) 警戒避難体制

梅雨・台風時に浸水・洪水、土砂災害の発生が予想されるときは、警戒パトロールを実施し災害発生の徴候についての的確に把握するものとする。

(2) 避難指示等

ア 高齢者等避難

避難指示の対象となる住民のうち避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者に対しては、避難指示を発令する前の安全に避難ができる段階等において早めの避難を促すため、また、避難支援等関係者に避難行動要支援者の避難支援を行う段階であることを伝達するため、高齢者等避難を発令する。

イ 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するため、避難指示を発令する。

ただし、気象状況の急激な悪化により夜間等に立退き避難を指示することがかえって危険を及ぼすおそれがあるときは、屋内や近傍で安全を確保できる場所に避難をするよう指示する。

ウ 緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、危険区域外への立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、か

つ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示するため、緊急安全確保を発令する。

以下、計画の内容は、震災編・第3章・第11節「1. 避難指示等」に準ずる。(震-3-48参照)

2. 警戒区域の設定

震災編・第3章・第11節「2. 警戒区域の設定」に準ずる。(震-3-50参照)

3. 収容計画

震災編・第3章・第11節「3. 収容計画」に準ずる。(震-3-50参照)

なお、洪水又は土砂災害に対する高齢者等避難の発令時には早期開設避難所（洪水、土砂災害に対応する指定緊急避難場所との兼用）を開設し、避難班の職員を当該避難所に派遣する。

また、台風通過までの短期間の避難については、浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難（家庭動物同行避難を含む。）を可とする。

4. 避難所の運営

震災編・第3章・第11節「4. 避難所の運営」に準ずる。(震-3-51参照)

なお、風水害における避難所の運営は、避難班が行う。各班は職員派遣を含めて避難班を支援する。

5. 避難所の自治運営体制の整備

震災編・第3章・第11節「5. 避難所の自治運営体制の整備」に準ずる。(震-3-53参照)

6. 避難所の共存・閉鎖

震災編・第3章・第11節「6. 避難所の共存・閉鎖」に準ずる。(震-3-54参照)

第13節 給水活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 水源の確保等	上下水道班、県企業局、住民、印旛保健所
2. 給水活動	上下水道班、総務班・応援班、避難所担当職員、県企業局、印旛郡市広域市町村圏事務組合
水の供給が途絶えたり、汚染等により飲用に適する水を得られない場合の活動について必要な事項を定める。	

1. 水源の確保等

震災編・第3章・第12節「1. 水源の確保等」に準ずる。(震-3-56参照)

2. 給水活動

震災編・第3章・第12節「2. 給水活動」に準ずる。(震-3-56参照)

第14節 食料・生活必需品対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 食料品等の調達・供給	総務班・応援班、避難班
2. 生活必需品の調達・供給	総務班・応援班
3. 広域実施体制	受援統括班、総務班・応援班

災害発生後には物資の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることため、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。

1. 食料品等の調達・供給

震災編・第3章・第13節「1. 食料品等の調達・供給」に準ずる。(震-3-58参照)

2. 生活必需品の調達・供給

震災編・第3章・第13節「2. 生活必需品の調達・供給」に準ずる。(震-3-59参照)

3. 広域実施体制

震災編・第3章・第13節「3. 広域実施体制」に準ずる。(震-3-59参照)

第15節 保健衛生活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 保健衛生対策	医療班、印旛保健所
2. 栄養・食生活支援	医療班、印旛保健所
3. 防疫対策	医療班、環境班、印旛保健所
4. 家庭動物対策	環境班
被災者の健康保持を図るため、感染症やエコノミークラス症候群等の予防、食中毒防止のための衛生管理指導、食事に関する栄養指導及び保健衛生活動を実施する。	

1. 保健衛生対策

震災編・第3章・第14節「1. 保健衛生対策」に準ずる。(震-3-61参照)

2. 栄養・食生活支援

震災編・第3章・第14節「2. 栄養・食生活支援」に準ずる。(震-3-61参照)

3. 防疫対策

震災編・第3章・第14節「3. 防疫対策」に準ずる。(震-3-62参照)

4. 家庭動物対策

震災編・第3章・第14節「4. 家庭動物対策」に準ずる。(震-3-63参照)

第16節 行方不明者の捜索・遺体の処理等

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 行方不明者の捜索	避難班、消防班、対策班、関係機関
2. 遺体の処理	避難班、警察署、医師会、歯科医師会、関係機関
3. 遺体の安置	避難班
4. 遺体の埋火葬	避難班
5. 遺骨の保管	避難班、関係機関

災害時において、行方不明者の捜索、遺体の検視、検案及び身元確認、遺体の処置等について必要な事項を定める。なお、災害救助法では、災害発生から3日以内の行方不明者は「被災者の救出」として扱われ、4日以上経過すると「死体の捜索」として扱われる

1. 行方不明者の捜索

震災編・第3章・第15節「1. 行方不明者の捜索」に準ずる。(震-3-64参照)

2. 遺体の処理

震災編・第3章・第15節「2. 遺体の処理」に準ずる。(震-3-64参照)

3. 遺体の安置

震災編・第3章・第15節「3. 遺体の安置」に準ずる。(震-3-65参照)

4. 遺体の埋火葬

震災編・第3章・第15節「4. 遺体の処理」に準ずる。(震-3-65参照)

5. 遺骨の保管

震災編・第3章・第15節「5. 死体の埋火葬」に準ずる。(震-3-65参照)

第17節 廃棄物処理対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 被害状況の調査・把握	環境班
2. 災害廃棄物の処理	環境班、印西地区環境整備事業組合
3. し尿処理	避難所担当職員、環境班、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
災害時に大量に発生する災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、生活環境の保全、市民生活の再開を図るため、必要な事項を定める。	

1. 被害状況の調査・把握

震災編・第3章・第16節「1. 被害状況の調査・把握」に準ずる。(震-3-66参照)

2. 災害廃棄物の処理

震災編・第3章・第16節「2. 災害廃棄物の処理」に準ずる。(震-3-66参照)

3. し尿処理

震災編・第3章・第16節「3. し尿処理」に準ずる。(震-3-67参照)

第18節 ライフライン対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 上水道	上下水道班、県企業局
2. 下水道	上下水道班
3. 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4. ガス施設	東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)、京葉ガス(株)
5. 通信施設	NTT東日本(株)、NTTドコモビジネス(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
6. 郵便事業	日本郵便(株)
7. 道路及び橋梁等	事務局、土木班、印旛土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所、関係機関
8. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設	土木班、印旛土木事務所、葛南土木事務所

災害活動上及び市民生活の再開に向けて重要なライフラインが、風水害等により被災した場合における各部・機関が行う応急復旧対策等について定める。
県及び市は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

1. 上水道

震災編・第3章・第17節「1. 上水道」に準ずる。(震-3-69参照)

2. 下水道

震災編・第3章・第17節「2. 下水道」に準ずる。(震-3-69参照)

3. 電力施設

震災編・第3章・第17節「3. 電力施設」に準ずる。(震-3-70参照)

4. ガス施設

震災編・第3章・第17節「4. ガス施設」に準ずる。(震-3-71参照)

5. 通信施設

震災編・第3章・第17節「5. 通信施設」に準ずる。(震-3-73参照)

6. 郵便事業

震災編・第3章・第17節「6. 郵便事業」に準ずる。(震-3-75参照)

7. 道路及び橋梁等

震災編・第3章・第17節「7. 道路及び橋梁等」に準ずる。(震-3-75参照)

8. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設

(1) 河川管理施設

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物の損傷は、破堤等の重大な二次災害につながるおそれがあるため、点検や調査で異常が確認された場合、応急措置を実施し、河川管理者等へ通報する。

イ 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因除去と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施について

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の水防活動等必要な措置を講じるとともに、危険な場所への立入禁止等の必要な措置を実施する。

エ 降雨量の監視

降雨量の監視開始時は、大雨注意報が発令された時期又はあらかじめ市長が定めた時期、若しくは命令による時期とするが、警戒体制時には測定間隔を10～30分とし、白井市役所内に県が設置した雨量計などを監視対象とする。

雨量による応急措置基準

	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～99mmあった場合	前日までの連続降雨が40mm未満の場合
第1警戒	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmをこえたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
第2警戒	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の降雨のとき	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の降雨のとき	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm以上の降雨のとき

第1警戒においては、危険区域の警戒巡視を実施する。

第2警戒においては、必要に応じて警告、事前措置を実施するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊防止施設応急対策

ア 危険区域に位置する人家集落への通報

災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び避難指示等の手段により安全の確保に努める。

イ 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により被害が発生した場合や発生するおそれがある場合は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整その他、急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整は、県と協議して行う。

(3) 応急工事

応急工事は被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

第19節 建物・宅地対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 被災住宅の応急処置	住宅班
2. 応急仮設住宅	住宅班
3. 被災建築物応急危険度判定	住宅班
4. 被災宅地危険度判定	住宅班
5. 被害家屋認定調査	罹災班、消防組合
災害により建築物への被害が生じた場合の、建築物の安全確保及び応急仮設住宅の建設を始めとする応急対策について定める。	

1. 被災住宅の応急処理

震災編・第3章・第19節「1. 被災住宅の応急処理」に準ずる。(震-3-77参照)

2. 応急仮設住宅

震災編・第3章・第19節「2. 応急仮設住宅」に準ずる。(震-3-77参照)

3. 被災建築物応急危険度判定

震災編・第3章・第19節「3. 被災構築物危険度判定士」に準ずる。(震-3-78参照)

4. 被災宅地危険度判定

震災編・第3章・第19節「3. 被災宅地危険度判定」に準ずる。(震-3-79参照)

5. 被害家屋認定調査

震災編・第3章・第19節「5. 被害家屋認定調査」に準ずる。(震-3-79参照)

第20節 農業施設対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 農業基盤施設	総務班・応援班
2. 農作物・家畜及び関連施設	総務班・応援班
災害時の農業生産基盤、農作物・家畜及び各生産施設等への応急対策について定める。	

1. 農業基盤施設

- (1) 農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に措置する必要がある場合は、応急工事を実施し、また関係農業団体等に対し応急措置の指導を行う。
- (2) 農地、農業用施設の被害状況に応じ、千葉県や西印旛農業協同組合及び関係機関等と連携し、次の応急対策を実施する。
 - ア 被災した施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、又は施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急工事
 - イ 出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合の揚排水ポンプによる当該地域の排水
 - ウ 農地等の地すべり又は亀裂等が生じた場合の、シートで覆う等その拡大防止
 - エ 農地等の地すべり等により人家、公共施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合の、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

2. 農作物・家畜及び関連施設

- (1) 被害状況の把握

関係農業団体等と連携のうえ農作物・家畜及び生産関連施設（農作物・農業用施設及び家畜・家畜飼養施設）の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。
- (2) 二次災害防止のための緊急対策

被害状況により二次災害防止のため、関係農業団体及び農家に対し、農舎・園芸施設・畜舎等の倒壊防止や農業用燃料の漏出防止、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容等の指導又は指示を行う。
- (3) 応急対策
 - ア 農作物及び農業用施設

県及び関係農業団体等と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。
 - イ 家畜及び家畜飼養施設

県及び関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

 - (ア) 死亡家畜の円滑な処分
 - (イ) 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒
 - (ウ) 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

第21節 文教等の応急対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 学校・保育施設等	避難班、福祉班、施設管理者
2. 社会教育及び社会体育施設	避難班、施設管理者
3. 給食施設	避難班、施設管理者、印旛保健所
4. 文化財等	避難班、施設管理者

災害時の文教施設、保育施設等における応急対策について、必要な事項を定める。なお、人的被害が発生した場合の措置については第5節を、施設の安全確認についての措置については第19節を参照のこと。

1. 学校・保育施設等

震災編・第3章・第19節「1. 学校・保育施設等」に準ずる。(震-3-81参照)

2. 社会教育及び社会体育施設

震災編・第3章・第19節「2. 社会教育及び社会体育施設」に準ずる。(震-3-82参照)

3. 給食施設

震災編・第3章・第19節「3. 給食施設」に準ずる。(震-3-82参照)

4. 文化財等

震災編・第3章・第19節「4. 文化財等」に準ずる。(震-3-83参照)

第22節 ボランティアの活動対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害ボランティアセンターの設置	福祉班、市社会福祉協議会、本部事務局
2. ボランティアの活動分野	福祉班、市社会福祉協議会
3. ボランティアとして協力を求める個人、団体	福祉班、市社会福祉協議会
4. 災害時における参加の呼びかけ	福祉班、市社会福祉協議会
5. 災害時におけるボランティアの登録、派遣	福祉班、市社会福祉協議会、県
6. ボランティア受入体制	福祉班、市社会福祉協議会
7. 災害対策本部との調整	福祉班、市社会福祉協議会、本部事務局
災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関・団体との連携を含め必要な事項を定める。	

1. 災害ボランティアセンターの設置

震災編・第3章・第20節「1. 災害ボランティアセンターの設置」に準ずる。(震-3-84参照)

2. ボランティアの活動分野

震災編・第3章・第20節「2. ボランティアの活動分野」に準ずる。(震-3-84参照)

3. ボランティアとして協力を求める個人、団体

震災編・第3章・第20節「3. ボランティアとして協力を求める個人、団体」に準ずる。
(震-3-85参照)

4. 災害時における参加の呼びかけ

震災編・第3章・第20節「4. 災害時における参加の呼びかけ」に準ずる。(震-3-85参照)

5. 災害時におけるボランティアの登録、派遣

震災編・第3章・第20節「5. 災害時におけるボランティアの登録、派遣」に準ずる。
(震-3-85参照)

6. ボランティア受入体制

震災編・第3章・第20節「6. ボランティア受入体制」に準ずる。(震-3-86参照)

7. 災害対策本部との調整

震災編・第3章・第20節「7. 災害対策本部との調整」に準ずる。(震-3-86参照)

第23節 帰宅困難者等対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部事務局、広報班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
2. 企業、学校など関係機関における施設内待機	避難班、福祉班、本部事務局、学校・保育所・企業、北総鉄道等
3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護	避難班、本部事務局、北総鉄道、印西警察署等
4. 帰宅困難者等の把握と情報提供	本部事務局、避難班、福祉班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部事務局、避難班、福祉班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
6. 徒歩帰宅支援	本部事務局、避難班、福祉班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	福祉班、避難班、本部事務局、学校・保育所・企業、北総鉄道等
8. 要配慮者等の視点からの対策	福祉班、避難班、本部事務局、学校・保育所・企業、北総鉄道等
<p>災害発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、負傷者が出るおそれがある。また、人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げになる可能性があるため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施するために必要な事項を定める。</p>	

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災編・第3章・第21節「1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ」に準ずる。(震-3-88参照)

2. 企業、学校など関係機関における施設内待機

震災編・第3章・第21節「2. 企業、学校など関係機関における施設内待機」に準ずる。(震-3-88参照)

3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護

震災編・第3章・第21節「3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護」に準ずる。(震-3-88参照)

4. 帰宅困難者等の把握と情報提供

震災編・第3章・第21節「4. 帰宅困難者等の把握と情報提供」に準ずる。(震-3-89参照)

5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

震災編・第3章・第21節「5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導」に準ずる。(震-3-89参照)

6. 徒歩帰宅支援

震災編・第3章・第21節「6. 徒歩帰宅支援」に準ずる。(震-3-89参照)

7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

震災編・第3章・第21節「7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送」に準ずる。(震-3-90参照)

8. 要配慮者等の視点からの対策

震災編・第3章・第21節「8. 要配慮者等の視点からの対策」に準ずる。(震-3-90参照)

第24節 災害警備・防犯対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害警備・防犯対策	警察署、避難班
被災地域の犯罪等を防止するため、警察署は巡回パトロール体制を確立し、避難所等における防犯対策を実施する。	

1. 災害警備・防犯対策

震災編・第3章・第22節「1. 災害警備・防犯対策」に準ずる。(震-3-91参照)

第25節 竜巻等対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 竜巻情報の収集・伝達	本部事務局、罹災班
2. 竜巻被害への対応	環境班、住宅班

竜巻等の発生が予想される場合は、竜巻注意情報の収集や注意喚起を行う。また、竜巻等の突風による被害が発生した場合は、災害特性を考慮して被災家屋の調査、復旧などを速やかに実施する。

1. 竜巻情報の収集・伝達

(1) 竜巻情報等気象情報の収集

市は、竜巻注意情報が気象庁から伝達された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて住民等へ速やかな広報を行う。特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を周知する。

(2) 被害情報の収集・伝達、調査

市は、被災区域周辺の公共施設所管部に対して被害状況等の確認と報告を要請する。また、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、市は被害家屋認定調査及び罹災証明の発行を速やかに実施する。

2. 竜巻被害への対応

竜巻発生時における各種応急措置及び被災者支援は本章各節に定める内容に準ずるが、竜巻等の突風災害では、次の点に留意する。

(1) がれき等の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、市は、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者へ速やかに供給する。

(2) 被災家屋の復旧支援

竜巻等の突風災害では屋根や開口部の破損が多いため、市はブルーシートを速やかに調達し、被災者への円滑な早期供給に努める。

また、自らブルーシートを設置することが困難な要配慮者の住宅について、自衛隊、消防、専門ボランティア等に協力を要請するほか、その他の被災者についても建設業者のあつせんに努める。

第26節 火山噴火対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 火山情報の収集・伝達	本部事務局
2. 降灰対策	本部事務局、環境班、医療班、土木班、警察署
富士山等の大規模噴火が発生し、市域への降灰が予想される場合は、降灰予報等の情報を収集し、降灰による交通事故や健康被害等を防止、軽減するための対策に着手する。	

1. 火山情報の収集・伝達

(1) 火山情報の収集

市は、市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する噴火警報・予報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

(2) 火山情報の伝達

市は、市域に影響のある火山情報を把握したとき、防災行政無線等で、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する

2. 降灰対策

(1) 降灰・被害状況の調査

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰を確認した場合、その状況を調査する。また、農作物、交通等の被害状況を収集する。

(2) 交通対策

道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を防止するため、交通規制を実施する。また、管理する道路上の火山灰を、緊急輸送道路を優先して除去する。なお、緊急を要する場合は、道路管理者間で調整して速やかに除灰体制を確保する。

(3) 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。

市は火山灰の処分場所を確保し、宅地等の各家庭から排出された灰を回収して処分する。

(4) 健康被害等への対応

市は、降灰の被害状況に応じて健康相談等を実施する。

(5) 農作物等への対応

市は、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

第3編 風水害等編

第4章 風水害等復旧・復興計画

第1節 市民生活安定化計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 被災者の生活確保	各課、関係機関
2. 住宅の建設等	建築宅地課、県
3. 中小企業への融資	県
4. 農林漁業者への融資	産業振興課、農業委員会、県
5. 義援金の受付・配付	財政課、会計課、社会福祉課
6. 被災者生活再建支援金の支給	社会福祉課

災害により被害を受けた住民が立ち直り再出発するための助成、援助を行うことによって、住民の自己復興心をもたせ、生活安定の早期回復を図る。
なお、各種支援制度については本計画策定時点での情報であり、支援金額等の条件については適用時点で変更されている可能性があるので留意する。

1. 被災者の生活確保

震災編・第4章・第1節「1. 被災者の生活確保」に準ずる。(震-4-1参照)

2. 住宅の建設等

震災編・第4章・第1節「2. 住宅の建設等」に準ずる。(震-4-4参照)

3. 中小企業への融資

震災編・第4章・第1節「3. 中小企業への融資」に準ずる。(震-4-4参照)

4. 農林漁業者への融資

震災編・第4章・第1節「4. 農林漁業者への融資」に準ずる。(震-4-4参照)

5. 義援金の受付・配付

震災編・第4章・第1節「5. 義援金の受付・配布」に準ずる。(震-4-4参照)

6. 被災者生活再建支援金の支給

震災編・第4章・第1節「6. 被災者生活再建支援金の支給」に準ずる。(震-4-5参照)

第2節 生活関連施設等の復旧計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 上下水道施設	上下水道課、県企業局
2. 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
3. ガス施設	東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)、京葉ガス(株)
4. 通信施設	NTT 東日本(株)
5. 公共土木施設	道路課、印旛土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所

水道・電気・ガス・通信等の施設、農業用施設、道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。
これらの施設については、災害直後には応急復旧を行い、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1. 上下水道施設

震災編・第4章・第2節「1. 上下水道施設」に準ずる。(震-4-7参照)

2. 電気施設

震災編・第4章・第2節「2. 電気施設」に準ずる。(震-4-8参照)

3. ガス施設

震災編・第4章・第2節「3. ガス施設」に準ずる。(震-4-8参照)

4. 通信施設

震災編・第4章・第2節「4. 通信施設」に準ずる。(震-4-9参照)

5. 公共土木施設

震災編・第4章・第2節「5. 公共土木施設」に準ずる。(震-4-9参照)

第3節 財政援助等に関する計画

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 激甚災害特別財政援助法	各課
大規模な災害はもとより、被害が発生した場合はその復旧にあたり多大な財政措置を必要とする。激甚災害に対処するための特別の財政援助等、国や県からの様々な財政援助を適格に受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を目指す。	

1. 激甚災害特別財政援助法

震災編・第4章・第3節「1. 激甚災害特別財政援助法」に準ずる。(震-4-11参照)

第4節 災害復興

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害からの復興に関する基本的な考え方	各課
2. 復興本部の設置	企画政策課、各課
3. 復興計画の策定	企画政策課、各課
4. 特定大規模災害時の措置	企画政策課、各課
5. 復興対策の研究、検討	各課

被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。

1. 災害からの復興に関する基本的な考え方

震災編・第4章・第4節「1. 災害からの復興に関する基本的な考え方」に準ずる。
(震-4-13参照)

2. 復興本部の設置

震災編・第4章・第4節「2. 復興本部の設置」に準ずる。(震-4-13参照)

3. 復興計画の策定

震災編・第4章・第4節「3. 復興計画の策定」に準ずる。(震-4-13参照)

4. 特定大規模災害時の措置

震災編・第4章・第4節「4. 特定大規模災害時の措置」に準ずる。(震-4-14参照)

5. 復興対策の研究、検討

震災編・第4章・第4節「5. 復旧対策の研究、検討」に準ずる。(震-4-14参照)